



大分
県内初

特定都市河川に指定されると(玖珠町)

増大する水害リスクに備え、流域治水を強力に推進し、水害に強いまちづくりを目指します

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、今後もさらに、降雨量や洪水発生頻度が増加することが見込まれています。山国川流域でもこのような傾向がみられ、平成24年、平成29年、令和5年など、たびたび豪雨に見舞われています。このため、ハード整備の一層の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換が全国で進められています。「特定都市河川浸水被害対策法」は、この「流域治水」をさらに推進していくための法的枠組みであり、平成15年に制定され、令和3年に一部改正されました。



令和5年7月10日豪雨
(耶馬溪橋を越流し欄干が破損)



特定都市河川に指定されると、大分県において、次の浸水被害対策に取り組む初めての自治体となります。

玖珠町の場合

“いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可 (第30条)

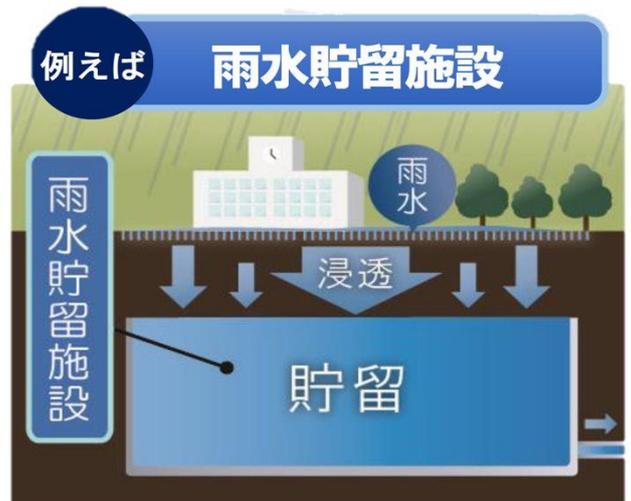
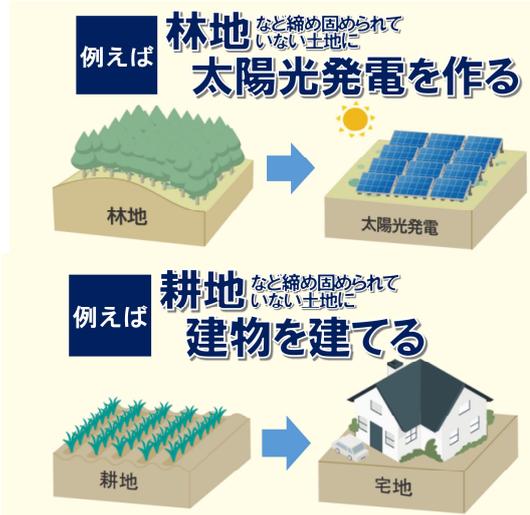
保全調整池の指定等 (第44条～第52条)

貯留機能保全区域の指定等 (第53条～第55条)

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。

雨水浸透阻害行為(1,000m²以上)を行う際には…

雨水を貯留や浸透させる対策が必要です



特定都市河川浸水被害対策法については、他にも次のような取組があります。

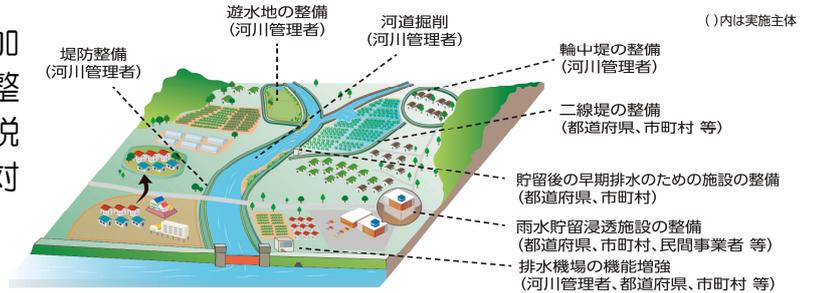


計画に基づくハード対策を加速化します

特定都市河川・特定都市下水道の整備

堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。

※流域水害対策計画への位置付けが必要です。



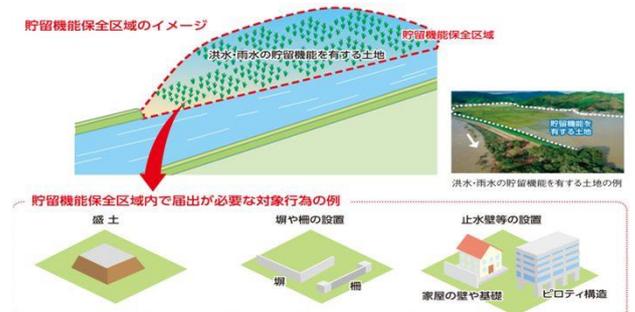
“いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可 (第30条)

保全調整池の指定等 (第44条～第52条)

貯留機能保全区域の指定等 (第53条～第55条)

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。



雨水流出のさらなる抑制をします

雨水貯留浸透施設整備計画の認定 (第11条)

雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助 (第16条、第79条)

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

① 平時の利用 (例: テニスコートとして) を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



水害リスクを減らすまちづくり・住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等 (第56条～第76条)

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。

浸水被害防止区域のイメージ

